

[令和7年中～令和8年中] 所得金額について

■所得金額の計算式

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費等}$$

給与と公的年金は、次の表から所得金額を計算します。

□給与所得計算表

給与等の収入金額	給与所得金額	
0円～ 650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	収入 - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	収入 ÷ 4 = A (千円未満切捨)	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(収入 × 0.9) - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入 - 1,950,000円	

□公的年金等に係る雑所得計算表

65歳以上の方（昭和36年1月1日以前生まれ）			
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
0円～3,299,999円	収入 - 1,100,000円	収入 - 1,000,000円	収入 - 900,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	収入 × 0.75 - 175,000円	収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	収入 × 0.85 - 585,000円	収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	収入 × 0.95 - 1,355,000円	収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円

65歳未満の方（昭和36年1月2日以後生まれ）			
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
0円～1,299,999円	収入 - 600,000円	収入 - 500,000円	収入 - 400,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	収入 × 0.75 - 175,000円	収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	収入 × 0.85 - 585,000円	収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	収入 × 0.95 - 1,355,000円	収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円

■所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える場合

ア.本人が特別障害者に該当する。イ.23歳未満の扶養親族を有する。ウ.特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額} (\text{上限} 1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※該当する場合は、申告書裏面「15」所得金額調整控除の欄に扶養親族の氏名や生年月日、障害の程度などを記入してください。

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合

$$\text{控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額} (\text{上限} 10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} (\text{上限} 10\text{万円})) - 10\text{万円}$$

※この控除は他の扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方の所得者のみに適用する制限がありません。

※(1)の控除がある場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。